

第3 ばく露関係情報の届出について

1 趣旨

あり方検討会報告書においては、国によるリスク評価を可能とするためには、事業場におけるばく露関係情報の把握が必要とされ、このためには、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、密閉系で使用する等の作業環境等のばく露関係情報を収集、提供する仕組みが必要であるとしている。

また、平成16年12月27日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して「今後の労働安全衛生対策について」建議が行われた。このなかで、「国はリスク評価のための情報収集を目的に、事業場における労働者の作業内容、従事労働者数、密閉系での使用等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること。」とされている。

このため、ばく露関係情報の届出の義務を課する際の事業者の要件、届け出るべき項目等について検討した。

2 ばく露関係情報の把握の目的及びその現状と課題

(1) 目的

ばく露関係情報を収集する主要な目的のひとつは、事業場から提出された作業内容、作業環境の状況等に関する事項から判断して、労働者の化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定し、健康障害の発生のおそれのある作業等を事前に把握し、必要に応じて関係事業場の指導、支援等を行うためのものであること、次に、有害性やばく露レベルが高く健康障害のおそれがあると想定されるものについては、ばく露関係情報を分析のうえ、ばく露評価等による定量的なリスクの判定を行い、必要な場合には国として健康障害防止措置を講ずることである。

(2) 現状及び課題

事業場で製造し、又は使用されている未規制化学物質については、法令に特段の規定がないことから、調査等を行わない限りばく露関係情報を把握することはできない。

このような調査として、アンケート調査、ヒアリング等により対象事業場を把握し、ばく露関係情報を得る方法が考えられるが、アンケート調査は母集団が把握できる場合に実施が可能であり、未規制物質の使用状況が未知の場合は調査そのものの実施が困難である。

また、仮に対象事業場を把握できたとしても、協力の得られる事業場のみの回答となるおそれがあり、健康障害のおそれのある作業等の状況を十分に把握することができなくなる。

一方、国によるリスク評価は統計的な代表性を担保するために無作為に抽出されたデータに基づいて実施することが重要であるが、これらの無作為性を損なわない

ようにするためには、測定データを母集団から任意に抽出することができる仕組みを整える必要がある。

3 届出の対象物質等

(1) 届出の対象物質

安衛法施行令別表第9に掲げられている物質等(通知対象物)は、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるものとして譲渡等に際して有害性等の情報の提供が義務付けられている物質であること、事業者はMSDSにより有害性や取り扱い物質の成分を知ることができ、従って、届出の対象物質に該当するか否かを判断することができること等を勘案すると、通知対象物(特別規則等で特別に規制している一定の物質を除く。)を届出の対象とする必要がある。

(2) 混合物の取扱い

譲渡等を行う物質が、通知対象物を重量の1%を超えて含む場合には、MSDS交付の対象となる。一方、GHSでは、発がん性物質等以外のものについては1%以上含有するもの、区分1の発がん性物質等については0.1%以上含有するものを対象としている。

従って、届出を義務付ける対象物質についても、MSDSの交付の基準がGHSに沿って改正された場合には、同様な含有率の物を対象とすることが適当である。

4 事業者等の要件

(1) 対象事業者

調査の対象となる物質を取り扱うすべての事業者に対して、届出の義務を課すことが望ましいが、国が行うリスク評価は、ばく露レベルが高くリスクが高いと想定されるものを対象としている。このため、届出の義務を課す対象とする事業者の範囲として、ばく露レベルが高いと想定される作業等で、調査対象物質を一定量以上取り扱っている事業者に限定することは合理的と考えられる。

(2) 事業場の範囲

安衛法において、事業場における安全衛生管理は、事業場単位で実施することを義務づけており、同法に基づく各種の報告は原則として事業場単位となっていることから、事業者は、ばく露関係情報を事業場別に行うことが合理的である。

ア 事業場の規模

(ア)労働者数が一定規模以上の安全衛生管理体制の整っている事業場を調査対象とすることにより、確実な情報を把握することができる。しかしながら、総務省「平成13年事業所・企業統計調査」によると、10人未満の事業場は8割以上を占めることから、対象事業場を安全衛生推進者等の選任義務のある労働者10人以上の規模の事業場に限定した場合には、小零細規模の事業場が相当

数が対象から除外される可能性がある。

一方、労働者数を限定せず、届出対象の事業場を取扱量のみで限定する場合には、小零細規模の事業場が対象になる可能性があり、当該事業者の負担が多くなる可能性も考えられる。しかしながら、届出の対象となる化学物質は、有害性の高いものを対象としていることから、これらの有害物を一定量以上取り扱っており、ばく露防止対策が十分でない場合には、労働者への健康障害の可能性が考えられる。このため、規模にかかわらず事業者の健康障害防止対策に対する自主的な取り組みを促進すること等のためにも届出を義務づけることは必要と考えられる。

- (イ)「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「P R T R法」という。)では、「小規模の事業者については、P R T Rの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、P R T R法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難」(今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(第二次答申))として、従業員数21人以上としている。
- (ウ)当届出制度は事業場の作業の現状を届け出るのみであり、P R T R法と異なり、人的・経済的に過度な負担となるおそれは少ないと考えられること、また、上記(ア)の理由をも併せると、対象事業場の規模は考慮しないことが適当と考えられる。

イ 対象業種

化学物質は種々の業種において取り扱われ、また、化学物質による健康障害は業種にかかわらず発生しているので、国によるリスク評価は業種にかかわらず実施することが望ましい。

しかしながら、通知対象物は有害業務のある製造業等の業種において使用されている場合が多いこと、国が行うばく露評価は取扱量等が多い等のばく露レベルが高いと想定される作業について実施されるものであることを勘案すると、届出義務の対象となる業種としては、化学物質の使用実態等を踏まえて一定の業種に限定したとしても、リスク評価を行う作業等に係る主要なばく露状況を把握することは可能である。

このため、対象業種としては、労働衛生上有害な業務がある第一種衛生管理者を選任すべき業種等の一定のものに限定することは合理的と考えられる。

ウ 取扱量

対象事業場は、下記の(ア)の結果からみて、(イ)の要件に該当する事業場とすることが適当である。

(ア) P R T R調査結果

平成12年と平成13年に経済産業省及び環境省において実施された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるPRTTR対象物質の取扱い等に関する調査について」(以下「PRTTR調査」という。)の調査結果から次のことがわかる。

- a PRTTR対象物質を1年間に1トン以上取り扱っている事業所が、取扱い総量のほとんどすべてを占めていること。
- b 1トン以上取り扱っている事業所は、調査対象事業所の約6割を占めること。
- c 調査結果から、0.5トン以上の取扱い事業所まで拡大して推計すると、PRTTR対象物質を0.5トン以上取り扱う事業所は、全体の約8割程度を占めるようになること。
- d 調査結果から、PRTTR対象物質を取り扱う事業所の数は、その取扱量が少なくなるほど少なくなると推定することができること。

(イ) 取扱量の要件

以上のことから、届出の義務付けの対象とする事業場としては、通知対象物を取り扱っている事業場の大半を把握できるようにすること、一定量以上の取扱量のある事業場が含まれるようにすること等の条件を満たすためには、次のとおりとすることが適当である。

- a 対象となる物質又は当該対象となる物質を重量の1%を超えて含有する製剤その他のものを取り扱っている事業場であること。
- b 個々の通知対象物の1年間の取扱量が0.5トン以上であること。なお、多種類の混合物を取り扱っている場合には、それぞれの混合物中の個々の通知対象物の含有量を、個々に合計したものが0.5トン以上であること。

5 届出項目及びその必要性

届出を行う項目は、事業場の名称、所在地等の基本的な情報の他、ばく露レベルを把握するために次の項目が必要である。

(1) 取り扱う化学物質等の名称

取り扱う化学物質等の名称は、報告の対象物質名及び当該対象物を重量の1%を超えて含有する製剤その他のものの名称とする。

(2) 用途

ばく露の状況を推定するための情報として、原材料として使用されるのか、溶剤として使用されるのか等の基本的な情報として使用目的を知る必要がある。

(3) 化学物質の性状

取り扱う物質が、揮発性や発塵性が高い場合には、作業場の空気中の濃度が高くなる可能性が高いことから、どのような性状で取り扱われているか、ばく露評価を

実施する際の情報として必要なものである。

(4) 取扱量及び労働者数

取扱量が多い開放系等の作業においては、一般的に空気中の濃度も高く、従ってばく露レベルが高くなることが予想されることから取扱量は必要な情報である。

また、ばく露労働者の範囲を把握することにより、その広がりを把握することが可能となる。なお、取扱量については、製造者にあつては製造量を、使用者にあつては消費量等とすることが適切である。一定の要件のもとでは消費量は、購入量で代替することは可能である。

届出の対象となる労働者数は、対象物質の取り扱い作業から発散する有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所において行われる作業に従事している労働者及び当該場所に近接している場所においてばく露を受けるおそれのある労働者の総計とすることが適当と考えられる。

(5) 換気設備等の設置状況

ばく露状況は、密閉系または開放系のいずれの工程で当該物質が取り扱われているか大きく影響する。また、開放系の工程等で取り扱われている場合には、使用している換気設備の設置状況等が作業場の空気中の濃度、ひいてはばく露レベルに影響するので必要な情報である。

(6) 対象作業、取扱時の温度等

対象となる作業は、上記(4)のばく露を受ける作業とする。なお、対象物質が密閉設備で取り扱われる場合で、当該物質へばく露のおそれのない場合は除く。

また、同一場所における作業の場合でも、従事している作業の形態や内容の違いにより労働者のばく露レベルが異なる可能性があること、また、高温で物質が取り扱われる場合には、ばく露の可能性が高くなることから、対象物質の取り扱い時の温度を知ることは必要である。

(7) 作業時間

有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所等において作業等に従事している時間が、ばく露を受ける時間と想定されることから、作業時間はばく露時間を知るために必要な情報である。

(8) その他

提出事項の記載の方法等については、事業者に対する負担と当該義務を課すことによる効果に留意する必要がある。このため、届出様式については作業を類型化、分類し、これを選択できるような方式等について配慮するものとする。

6 届出の仕組みについて

届出の仕組みの例として、別紙の方法を示す。

ばく露関係情報の届出の仕組み（例）

1 届出の対象物質

- (1) 届出の対象となる物質は、労働安全衛生法第57条の2第1項において、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるもので、政令等で定めている物(通知対象物)であって、特定化学物質等障害予防規則等の特別規則において規制していないもの。
- (2) 通知対象物又は通知対象物を重量の1%を超えて含有するもの。

2 調査対象物質名の公表

(1) 調査対象物質名の公表

国において、通知対象物のなかから定期的に届出の対象となる化学物質の名称及び時期を公表することとする。

(2) 届出の期間等

調査の対象となる物質名が公表された後、一定期間内に所定の様式により各労働基準監督署に届け出るものとするが、同一物質に関して定期的に届け出るものではない。

3 対象事業者の範囲

- (1) 業種 第1種衛生管理者を選任すべき業種等一定の業種
- (2) 規模 すべての規模の事業場
- (3) 範囲 届出の対象となる個々の通知対象物を、前年度の1年間に0.5トン以上製造又は消費等した事業場
- (4) 届出項目（所定様式）
 - ア 事業場の名称等
事業場の名称、所在地、業種等
 - イ ばく露関係情報
 - ・化学物質の名称
 - ・用途（原材料、溶剤等）
 - ・取り扱う物質の性状（気体、液体、粉じん等）
 - ・取扱量及び労働者数
 - ・換気設備の設置状況等（開放系、局所排気装置の使用等）
 - ・作業形態、取り扱い時の温度等（1事業場においては、種々の作業形態が存在することから、ばく露作業毎に記載）
 - ・作業時間

4 ばく露関係情報の取扱い

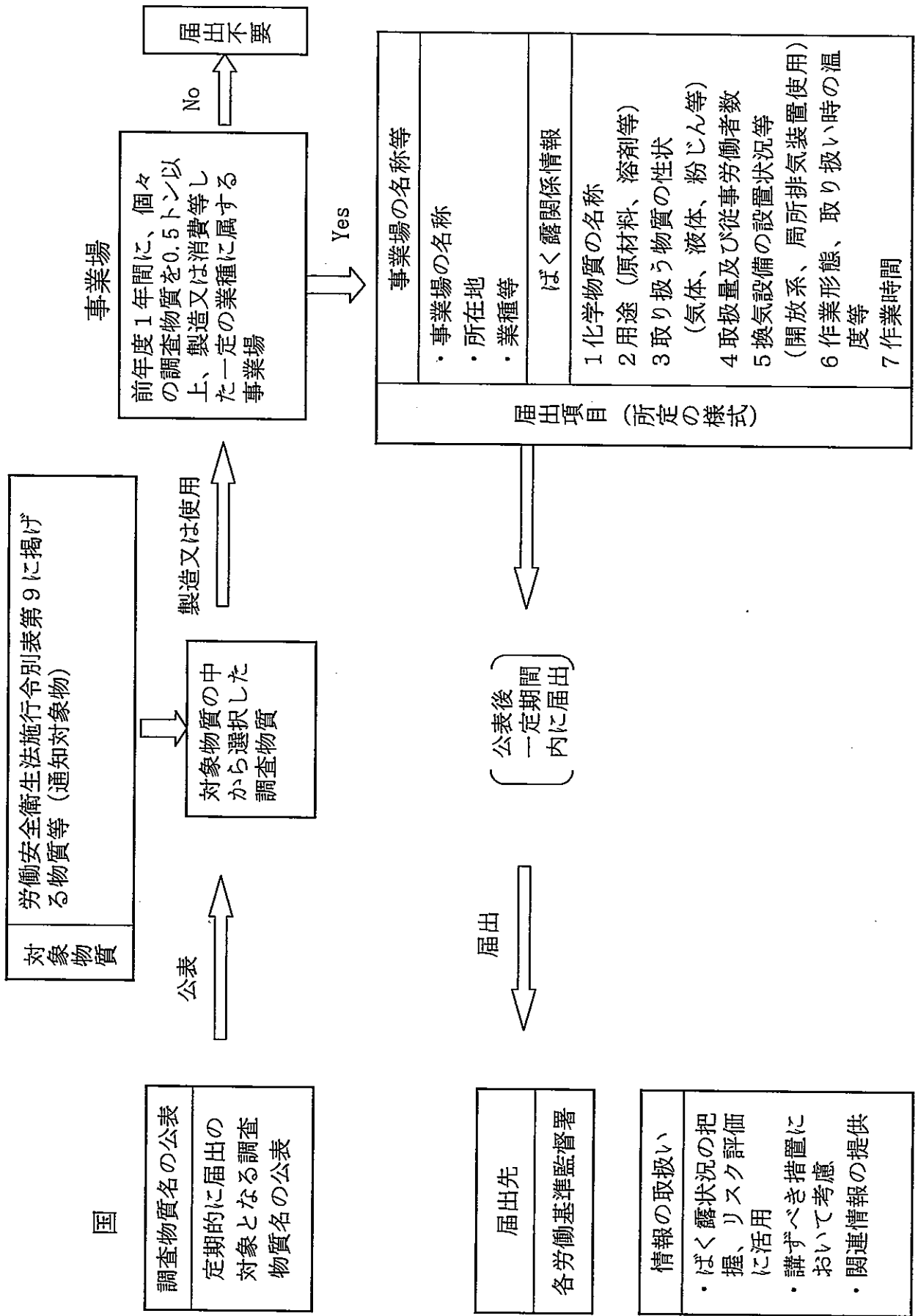
- (1) 国によるリスク評価、ばく露評価での活用、またリスク評価後、リスクありと判定された場合の講ずべき措置の検討資料として活用
- (2) 必要に応じて、関連情報の提供

5 事業場における届出の手順例

対象となる化学物質を製造し、又は使用している事業場が、取扱量を把握するためには、次の方法が考えられる。

- (1) 化学物質を含有している製剤等について台帳等から確認する。
- (2) MSDS を用いて届出の対象となる化学物質が含まれていること及びその含有率が1%を超えていることを確認する。
- (3) 前年度の1年間の化学物質の取扱量を、台帳等から把握する。
- (4) 取扱量とMSDSから、前年度の調査対象化学物質の合計量が0.5トン以上の場合には、所定の様式により国に届け出る。

ばく露関係情報の届出の仕組み (例)



国

調査物質名の公表
定期的に届出の対象となる調査物質名の公表

公表

対象物質
労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる物質等 (通知対象物)

製造又は使用

対象物質の中から 選択した 調査物質

Yes

事業場 前年度1年間に、個々の調査物質を0.5トン以上、製造又は消費等した一定の業種に属する事業場
--

No

届出不要

届出

公表後一定期間内に届出

届出項目 (所定の様式)	
事業場の名称等	
・事業場の名称	
・所在地	
・業種等	
ばく露関係情報	
1 化学物質の名称	
2 用途 (原材料、溶剤等)	
3 取り扱う物質の性状 (気体、液体、粉じん等)	
4 取扱量及び従事労働者数	
5 換気設備の設置状況等 (開放系、局所排気装置使用)	
6 作業形態、取り扱い時の温度等	
7 作業時間	

届出先
各労働基準監督署

情報の取扱い
・ばく露状況の把握、リスク評価に活用
・講ずべき措置において考慮
・関連情報の提供

労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会開催要綱

1 趣旨・目的

我が国の産業界では、5万種類を超える化学物質が製造又は使用されているが、これらの化学物質等の中には健康障害のおそれのあるものも多数存在している。

このような多数の化学物質等をすべて法的に一律に規制することは現実的ではないことから、事業者自ら、当該物質の有害性等とばく露の程度からリスク評価を行い、必要な措置を講ずる自律的な管理が基本とされている。

しかしながら、現に発生している職業性疾病のうち、法令で規制していない化学物質等によるものが半数程度を占めていること等を考慮すると、労働者が有害性の高い物質を直接取り扱う作業等、ばく露量が大きくリスクが高いと予想される一定の要件のものについては、国がリスク評価を行い、その結果に基づいて措置を講ずる必要がある。

当検討会においては、国が行うリスク評価の方法、リスク評価後の措置等について検討するため、労働基準局長のもとに有識者の参集を求め、16年度末頃を目途に検討結果を提出する。

2 検討内容

- (1) 化学物質のリスク評価の方法等に関すること。
- (2) ばく露関係情報の収集等に関すること。
- (3) リスク評価後の措置に関すること。
- (4) その他リスク評価に必要な事項に関すること。

3 その他

- (1) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (2) 本検討会は必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (3) 本検討会は必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開することとするが、検討に当たり、企業、労働者に係る個別事案を取り扱う際には非公開とする。
- (5) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室において行う。

労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会 参集者名簿

(敬称略)

内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授
江馬 眞	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター 総合評価研究室室長
大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
加藤 隆康	トヨタ自動車株式会社安全衛生推進部長
岸 玲子	北海道大学大学院医学研究科教授
櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
清水 英佑	東京慈恵会医科大学環境保健医学講座教授
福光 保典	(社)日本化学工業協会環境安全部部长
本間 健資	(独)産業医学総合研究所企画調整部長
和田 攻	東京大学名誉教授

(五十音順)